

業務指示書

モンゴル国農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年10月13日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年10月17日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農牧業セクターに関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、25ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農牧政策）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：農牧畜業におけるバリューチェーン構築に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 流通・マーケティング分析】

- 1) 類似業務の経験：流通・マーケティング分析に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農畜産品加工】

- 1) 類似業務の経験：農畜産品加工に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：モンゴル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年10月21日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MNT1 = 0.04584 円, US\$1 = 102.129 円, EUR1 = 114.257 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~ (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農牧政策

流通・マーケティング分析に係る各種業務

農畜産品加工に係る各種業務

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.89 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2016年11月9日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ② 業務の実施方針等
 - ③ 業務従事予定者の経験・能力
 - ④ 若手育成加点*
 - ⑤ 価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式」>「コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社/子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び材の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以上

プロポーザル評価表
モンゴル国農牧業セクターにかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農牧政策	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 流通・マーケティング分析に係る各種業務	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 農畜産品加工に係る各種業務	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容等に関する事項

1. 業務の背景

モンゴル国の農牧業は、鉱業に次いで GDP の約 13.5% (2014 年) を構成し、遊牧民を含む労働人口のおよそ 3 割を吸収する同国の基幹産業である。製造部門における製品別生産額においても、食肉・乳製品・飲料等の食品加工、カシミア・ウール等の繊維製品加工の 2 分野が売上総額の約 53% (2014 年) を占めている。昨今、鉱物資源価格の下落等の影響を受け、国の経済成長率が急激に鈍化する中、農牧業及び農畜産品加工業は、同国の産業多角化の主翼を担う産業として注目されつつある。

しかしながら、農牧業のうち、伝統的な遊牧を含む牧畜部門については、市場に近い都市部周辺への家畜集中化による過放牧、換金性の高いものの草の根まで食べてしまうカシミア山羊の増加による草地荒廃や雪害(ゾド)被害が度々発生しているほか、口蹄疫等の悪性伝染病対策も課題となっている。農業部門については、モンゴル政府の政策により、作付面積と収穫量が増加し、国内自給率の向上を達成してきているが、寒冷期の安定的な生産・供給体制の構築や生産性の向上、輸入野菜に対する検査体制の整備等が課題となっている。両部門に共通する農畜産品の加工・流通についても、加工技術レベルの低さ、コールド・チェーン含む物流網の未整備、国際基準を満たす衛生・品質管理、限定的な市場・生産規模等がネックとなり、十分な競争力を発揮できていないのが現状である。

このような状況下、モンゴル政府は各種政策において、一貫して農牧業及び農畜産品加工業の強化を掲げており、従来的一次産業としての生産から脱却し、農畜産品の製造・加工、流通・販売、輸出に力点を置く方向性にある。具体的には、長期的政策としては、「持続可能な開発ビジョン 2030」(2016 年 2 月国会承認)において、同国の持続可能な経済成長の実現に向け、農牧業セクターの発展を位置づけているのと同時に、先端技術の導入等による農畜産品加工の促進や輸出振興を目標に掲げている。

「食糧・農業に関する国家政策」(2015 年 11 月国会承認)においても、食品安全や環境に配慮しつつ、バリューチェーンの構築と競争性向上を図ることが謳われており、加工食品量の増加に関する数値目標を設定している。短期的政策としては、2016 年 7 月に成立した新政権により、「政府行動計画(2016-2020 年)」(2016 年 8 月国会承認)が策定されており、食肉・乳製品製造業のための国家プログラムや軽工業向けの産業集積地開発等が計画されている状況である。

一方、JICA では現在、獣医教育・研究分野における案件を中心として当該セクターでの協力を展開しているが、今後は上記のような潮流を踏まえ、農牧業セクターを産業多角化の主たる対象、かつ成長ポテンシャルの見込まれる産業として捉え、新たな協力のあり方につき検討している。特に、JICA がこれまで実施してきた既往調査の提言を踏まえると、同国において、伝統的な遊牧と産業としての農牧業振興との両立を実現するためには、①環境保全(草地保全、水資源管理、土地利用管理等)、②雪害(ゾ

ド) 対策、③安全・安心（悪性伝染病対策、衛生・品質管理等）に配慮した、持続可能な農牧畜業によるアグロバリューチェーン（農畜製品の生産前から輸出に至る各段階の付加価値を高め、付加価値の連鎖を創出する仕組み）の構築が必要であると考えられる。ついては、持続可能な農牧畜業によるアグロバリューチェーン構築のための農牧業セクターの今後の協力方向性について検討するべく、基礎情報収集・確認調査を実施する。

2. 業務の概要

(1) 業務の目的

本調査では、持続可能な農牧畜業の前提となる環境配慮事項（草地保全、水資源管理、土地利用管理等）、およびアグロバリューチェーンのうち、農畜産品（※）の製造・加工、流通・販売、輸出に焦点を当て、現状および課題を情報収集・分析するとともに、既往調査の結果等のレビューを行うことにより、持続可能な農牧畜業によるアグロバリューチェーン全体の切れ目ない構築を目的とした JICA の今後の支援方策につき提言する。

（※）農畜産品：食肉、乳製品、蜂蜜、果実・野菜加工品、皮革、ウール、カシミア等のモンゴル国にとって輸入代替あるいは輸出競争力の見込まれる品目を想定。

(2) 対象地域

モンゴル国全土（主な調査拠点はウランバートル市を想定）

(3) 関係官庁・機関

本調査はモンゴル政府からの要請に基づくものではないため、カウンターパート機関は存在しないものの、食糧・農牧業・軽工業省を中心としつつ、国家開発庁、自然環境・観光省、専門監察庁、規格・度量衡庁を主な対象として情報収集を行う。

3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

4. 実施方針及び留意事項

(1) 全体方針

モンゴル国におけるアグロバリューチェーンとしては、主に下記表 1 に示す段階及び取組みから構成されることを想定しているが、本調査では、モンゴル政府の最新政策の動向を踏まえ、持続可能な農牧畜業の前提となる環境配慮事項（草地保全、水資源管理、土地利用管理等）、およびアグロバリューチェーンのうち「製造・加工、流通・

販売、輸出」に焦点を当て、新たに情報収集・分析を行うものとする。

ただし、本調査の最終的な狙いとなる JICA の今後の支援方策に関する提言においては、持続可能な農牧畜業によるアグロバリューチェーン全体を俯瞰し、その切れ目ない構築に必要な協力の検討を目的に据えるものとする。したがって、提言に際しては、本調査で焦点を当てる製造・加工、流通・販売、輸出以外の段階も含まれることとなるが、製造・加工、流通・販売、輸出以外の段階については、下記4.（3）に示す既往調査においてある程度の情報収集・分析を重ねていることから、基本的に同調査の結果等既存資料をレビューすることにより対応するものとする。

また、JICA の今後の支援方策としては、①環境保全（草地保全、水資源管理、土地利用管理等）、②雪害（ゾド）対策、③安全・安心（悪性伝染病対策、衛生・品質管理等）に配慮した、持続可能な農牧畜業によるアグロバリューチェーンの構築をコンセプトとすることに留意を要する。なお、アグロバリューチェーン構築に際しては、それを構成する段階及び取組みによって、民間主導、政府・民間の連携、政府主導（民間活動促進策や補助制度等を含む）と実施主体が分かれることが想定されるが、これら現状・動向についても注視し、官民連携の観点で提言に反映すること。

現在のところ、JICA では本調査の結果をマスタープラン策定支援の技術協力要請（開発調査型技術協力）につなげ、中長期的な計画策定・実施能力の強化を図りつつ、優先度及び確度の高いものにつき、同時並行的に個別の複数の技術協力事業（技術協力プロジェクト、国別研修、個別専門家派遣）または有償資金協力事業等の実施支援を展開することを想定している。本調査の提言による提案案件のうち、技術協力要請に関するスケジュールについては、2017 年度要望調査（2017 年 8 月末締切、日本政府内の採択検討を経て、2018 年度下半期に事業開始）以降においてモンゴル政府から正式要請を受領し、新政権の現行任期中（2020 年 6 月まで）にある程度の実施進捗を経て、成果発現を目指すことを想定している。

しかしながら、既述のとおり、モンゴル政府により関連政策の策定がある程度進展しており、新政権のもと、その実施にかかる具体的な計画策定プロセスも進行していくことが予測される。したがって、本調査では初回現地派遣時に同プロセスの状況を十分フォローしつつ、モンゴル側の計画策定状況と進展を踏まえ、マスタープラン策定支援の必要性を精査するものとする。

【表 1：アグロバリューチェーンを構成する各段階の主な取組み】

	生産前	生産
	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良種子開発 ● 灌漑・灌水施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 育種改善 ● 井戸施設（水場）整備
	<ul style="list-style-type: none"> ● 輪作体系 ● 栽培技術・堆肥製造 ● 農業機械化 ● 協業体制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 遊牧スタイル（半集約化） ● 悪性伝染病対策 ● ゾド対策（乾草、シエルター） ● 協業体制 ● 酪農

生産後	<ul style="list-style-type: none"> ● 貯蔵技術・施設
製造・加工	<ul style="list-style-type: none"> ● 加工技術・設備 ● 資金アクセス、投資家 ● 集積地開発(アグロ産業パーク、特定伝染病フリーゾーン設置等)
流通・販売	<ul style="list-style-type: none"> ● 流通インフラ(コールド・チェーン、物流施設・ロジスティクス、流通販売網等) ● 市場価格形成システム ● 国内市場調査
輸出	<ul style="list-style-type: none"> ● 衛生・品質管理 ● 規格・基準(認証取得制度、原産地証明等) ● 輸出検査機能 ● 海外市場調査

(2) 産業集積地開発にかかるフィージビリティ

本調査の焦点とする農畜製品の製造・加工、流通・販売、輸出における取組みの中心として、モンゴル政府は「産業開発に関する国家政策」(2015年6月国会承認)及び「政府行動計画(2016-2020年)」(2016年8月国会承認)等で計画しているとおり、軽工業向けの産業集積地開発を構想している。同構想は、農産品(野菜等)、皮革・ウール・カシミア、乳製品、食肉の4種類の加工部門を1箇所に集積させ、研究開発・研修施設等を併設する「アグロ産業パーク(Agro IT (Industrial Technological) Park)」を全国に整備するもので、品質・付加価値の高い製品の開発と生産性向上、ロジスティクスの効率性を高めることを目的としている。旧産業省の解体に伴い、新政権下では新設された国家開発庁が本構想を引き継ぎ、所掌しているが、同構想はJICAの今後の支援方針にも影響し得るため、下記5.(2)4)に示すとおり、本調査においてその動向を確認し、フィージビリティ(運営管理体制・手法、企業・研究機関の参入、財務・収支の見通し等)につき確認することを含めるものとする。

なお、食糧・農牧業・軽工業省では、同国で散発的に発生している口蹄疫への対策として、特定伝染病フリーゾーンの設置による清浄化(ワクチン接種・非接種の地域を設定し、家畜疾病対策と伝染病の監視体制を整備するもの)を通し、農畜製品の安定的な供給・輸出を目指す構想を有していることから、産業集積地開発にかかるフィージビリティ確認においては、家畜疾病対策としての機能及び有効性についても勘案すること。

(3) 既往調査の結果活用

JICAでは本調査とは別にモンゴル国「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」を2015年3月～2016年11月までの予定で実施中である。右調査では、回廊型開発(鉄道、道路、パイプライン等の流通・輸送ルートを基軸として、地域の成長産業や投資に対するポテンシャルを高め、経済・社会開発を進める方法)を念頭に置いた地域総合開発の開発戦略について検討し、JICAによる地域総合開発分野での協力可能性につ

き提言することを目的としている。同調査では、成長産業の一つとして、農牧業セクターに焦点を当てて基礎的な調査を実施しており、東西グリーン回廊の設定による地域総合開発の提案に至っている。具体的には、水資源が比較的豊富なモンゴル北部における成長産業として農牧業を位置づけ、付加価値型加工業の振興により、バリューチェーン形成を戦略的に推進する構想となっている。

また別途、2015年11月～2017年2月までの予定で実施中のモンゴル国「投資環境・促進にかかる情報収集・確認調査」では、同国における投資環境等の現状について情報収集・分析を行っており、本邦企業のモンゴル事業展開（貿易・投資及び進出）を軸とした JICA の民間セクター支援の方向性について提言することを目的に据えている。右調査では、JICA が発行した「モンゴル投資ガイド」（2013年1月）の更新も予定しており、業界動向把握のため、100社以上におよぶモンゴル企業にヒアリングを行っている。本調査との関係では、農業・農産加工品及び畜産加工品（食品、繊維、皮革製品）企業の事業動向を網羅的に把握している。

本調査では、上記2件の基礎情報収集・確認調査の結果を積極的に活用するとともに、調査活動の重複を避けるよう留意する。

（4）計画内容の確認プロセスについて

本調査は、JICA 東・中央アジア部及びモンゴル事務所と意見交換を十分に行いつつ進めるものとする。具体的には、現地調査期間中、適宜、JICA から調査に同行するほか、特に以下の段階において、JICA 関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

- 1) インセプションレポート作成時
- 2) 現地調査開始・終了時
- 3) ドラフト・ファイナルレポート作成時
- 4) ファイナルレポート作成時

（5）関係機関とのアポイントメント

本調査の実施に際しての関係機関との必要なアポイントメントの取り付けは、原則として受注者が行うことを前提とするが、JICA モンゴル事務所は、モンゴル政府関係機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ、各機関との初回のアポイントメントの取付を行い、円滑な調査実施のための協力を行う。

5. 業務の内容

業務内容は以下を想定している。コンサルタントは国内作業及び現地作業について、効果的かつ効率的な作業方法、作業工程をプロポーザルにて提案すること。

- （1）事前準備（国内作業）及びインセプションレポートの説明・協議
 - 1) 既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討する。

- 2) 調査の基本方針・内容・方法及びスケジュールを検討する。
- 3) 現地で収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。
- 4) 上記の結果をとりまとめてインセプションレポートを作成し、JICA 東・中央アジア部に提出・説明し、合意を得る。

(2) 現地調査

現地調査において、インセプションレポートをモンゴル政府機関に説明・協議し、基本的了解を得る。また、農牧業セクターに関し、農畜製品の製造・加工、流通・販売、輸出に焦点を当て、以下の項目につき情報収集・分析を行う。なお、生産前、生産、生産後の段階については、既往調査の結果等既存資料をレビューする。

- 1) 政策・プログラム、制度、行政組織・人員体制、予算措置
- 2) 環境配慮事項（草地保全、水資源管理、土地利用管理等）にかかる法制度、政策、現状・課題
- 3) 業界団体動向、協業体制（農業協同組合、農業法人（企業）等）
- 4) 産業集積地開発（アグロ産業パーク、特定伝染病フリーゾーン設置等）にかかるフィージビリティ確認
- 5) 製造・加工業動向、加工技術・設備レベル、資金アクセス・投資家
- 6) 流通・販売業動向、流通インフラ（コールド・チェーン、物流施設・ロジスティクス、流通販売網等）、市場価格形成システム、国内市場調査
- 7) 輸出入動向、衛生・品質管理、規格・基準（認証取得制度、原産地証明等）、輸出検査機能、海外市場調査
- 8) 農畜産品輸出における日本・モンゴル経済連携協定（EPA）の活用状況
- 9) 輸入代替及び輸出先市場のマーケティング分析
- 10) 他ドナー（国連食糧農業機関（FAO）等）の支援動向

なお、上記項目9)については、輸出先市場として近隣国に重点を置き、日本及び中国へのモンゴル政府関係者（2名）との業務出張による情報収集（2月頃、1週間）を行うことを想定しているため、コンサルタントは、市場開拓の分析につながるよう、効果的なプログラム案（主要なヒアリング先）につき、理由・背景とともにプロポーザルで提案すること。

(3) モンゴル政府関係者の招へい（2017年4月頃・1週間程度、東京・北海道）

モンゴル政府関係者（上記2.（3）で示した関係機関から10名程度）を対象とした日本への招へい事業を実施し、我が国の知見・経験を共有するとともに、農畜産品の製造・加工、流通・販売、輸出に係る我が国の比較優位技術・制度を特定する。招へい事業としては、現在のところ、以下のプログラムを骨子とすることを想定しているが、コンサルタントは、モンゴル事情（寒冷地、水資源が限定される、米作よりも小麦等の穀作や野菜・果樹作農業が盛ん等）に即し、効果的なプログラム案（視察先・講義内容等）につき、理由・背景とともにプロポーザルで提案すること。

- 1) 農林業の六次産業化に関する法律・政策・制度及び事例

- 2) 農商工連携、産業連携ネットワークによる事業事例
- 3) 農業協同組合に関する法律・組織、事業内容、改革・変遷
- 4) 参加者間ワークショップの実施による我が国の比較優位技術・制度の特定

コンサルタントは、当該招へいに関し、以下①～⑥の業務を行うこととする。なお、被招へい者に係る航空券手配、国内移動・宿舎手配、空港送迎等の受入業務、及び被招へい者への引率、通訳等を行う同行案内人の手配等の監理業務については、JICAが行うものとする。

- ① 被招へい者の人選への支援： 被招へい者の人選は JICA と先方政府関係者との協議で決定するが、コンサルタントは、先方政府関係機関それぞれの役割、当該機関の意思決定プロセス等を勘案の上、人選に係るアドバイス等を行うものとする。
- ② 招へいプログラムの作成： 招へい実施 2 か月前を目途に、招へいプログラムや日程／行程の詳細（案）を作成し、JICA の基本的な了解を得る。
- ③ 面談者・見学先等の手配： JICA の了解を得た招へいプログラムに基づき、面談者・見学先等の手配を行う。
- ④ 招へいに係る関連資料の作成： 招へいプログラムに基づき、面談や見学先において必要となる資料を和文およびモンゴル語で作成する。
- ⑤ 招へいプログラムの実施： 招へいプログラムや日程／行程（案）に基づき、招へいを実施する。原則として、招へいの全行程において、コンサルタントの業務従事者が同行するものとする。
- ⑥ 招へい実施報告書の作成： 招へいの実施後、その実施内容について報告書を取りまとめ、JICA に提出する。

(4) 調査結果の分析

以上の調査結果の分析を行い、アグロバリューチェーン全体の切れ目ない構築を目的とした JICA の今後の支援方策（事業構成・狙い、実施体制、アプローチ・手法、事業計画、留意事項等）につき提言を抽出する。

(5) ドラフト・ファイナルレポートの作成

以上の活動の結果をドラフト・ファイナルレポートに取りまとめ、JICA 東・中央アジア部に提出するとともにフィードバックを得る。

(6) モンゴル政府向けセミナーの実施

本調査結果をモンゴル政府機関等関係者に発表し（2017 年 5 月にウランバートル市内にて、半日、約 50 名程度の参加を想定）、ドラフト・ファイナルレポートに対する意見交換を行い、フィードバックを得る。同セミナーについては、準備段階から JICA モンゴル事務所と調整のうえ、会場手配・設営、議事次第作成、資料作成・印刷（下記 6. (1) イ. で定めるドラフト・ファイナルレポート（英文）及び同レポートの要点を紹介するパワーポイントスライド（英語、モンゴル語）・カラー印刷 20 ページ程度／部）、同時通訳（日本語⇄モンゴル語）の手配、モンゴル政府機関等関係者への告

知・案内を行い、セミナー実施を取りまとめる。

(7) ファイナルレポートの作成

上記(2)～(6)の結果をファイナルレポートにまとめ、提出する。

6. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナルレポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

ア. インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、調査方法、作業工程、要員計画など

提出時期：2016年12月上旬

提出部数：英文10部（簡易製本）

イ. ドラフト・ファイナルレポート

記載事項：調査・検討の取りまとめ結果

提出時期：2017年4月下旬

提出部数：和文5部（簡易製本）

英文60部（簡易製本）

ウ. ファイナルレポート

記載事項：ドラフト・ファイナルレポートに対するフィードバックに対応し、必要な加除修正を行ったもの

提出時期：2017年6月上旬

提出部数：和文20部（製本）

英文20部（製本）

モンゴル語20部（製本）

CD-ROM 5セット

(2) コンサルタント業務従事月報

記載事項：各月毎の業務内容、作業・進捗状況の他、現地情勢、調査上の留意点等（A4版2～3ページ）を記載する。当該月のモンゴル関係機関との会議、その他関係議事録を添付。

提出時期：原則として調査月の翌月5日までに提出（月毎）

提出部数：1部

(3) 収集資料

業務期間中に収集した資料、データ（撮影写真を含む）一式
提出時期：調査終了時

(4) その他の報告書類

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書の規定に基づく
提出時期：契約締結後 10 営業日以内
部 数：和文 3 部（簡易製本）

(5) 調査報告書の仕様

ファイナルレポート以外の報告書の作成仕様は、A4 版、タイプ打、両面コピー、章毎改頁の編集及び簡易製本とする。ファイナルレポートの仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成するものとする（当ガイドラインは機構ホームページ「調達情報 関連規程・ガイドライン等」を参照のこと）。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

2016年11月下旬より業務を開始し、12月上旬を目途にインセプションレポートを提出し、2017年6月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

合 計：約 14.3M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／農牧政策 (2号)
- 2) 流通・マーケティング分析 (3号)
- 3) 農畜産品加工 (3号)
- 4) 生産基盤分析・集積地開発
- 5) 環境配慮・水資源管理
- 6) 衛生・品質管理

3. 相手国の便宜供与

特になし。

4. 参考資料

(1) 配布資料

- ・「地域総合開発にかかる情報収集・確認調査」ドラフト・ファイナルレポート（抜粋）
（2016年6月）
- ・「持続可能な開発ビジョン2030」（2016年2月国会承認）和文仮訳
- ・「食糧・農業に関する国家政策」（2015年11月国会承認）英文仮訳
- ・「産業開発に関する国家政策」（2015年6月国会承認）和文仮訳
- ・「製造業支援法」（2015年7月国会承認）和文仮訳
- ・「政府行動計画（2016-2020年）」（2016年8月国会承認）和文仮訳

(2) 公開資料

- ・「モンゴル投資ガイド」(JICA 2013年1月)
http://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/ku57pq000016s6az-att/invest_mongol_01.pdf
- ・Investment Policy Review of Mongolia (UNCTAD 2013年6月)
<http://investmongolia.gov.mn/wp-content/uploads/2014/02/final-book-all.pdf>
- ・Increased Investment In Science Can Transform Mongolia's Agricultural Sector – World Bank (世界銀行 2015年5月)
<http://www.worldbank.org/en/news/press-release/2015/05/08/increased-investment-in-science-can-transform-mongolias-agricultural-sector---world-bank>

5. 機材の調達

本調査においては資機材の購入は想定していない。

6. その他の留意事項

(1) 通訳・翻訳要員

業務実施上の必要に応じ、モンゴル国での現地調査実施時等に通訳・翻訳要員を現地にて雇用することを認める。雇用に係る経費は、本見積りに含めること。

(2) 第三国への業務出張

上記業務のうち、5.(2)9)における日本及び中国へのモンゴル政府関係者(2名)との業務出張による情報収集に関しては、これら実施に要する経費(モンゴル政府関係者の日当・宿泊費、交通費、通訳備上費等)について本見積りに含めること。

(3) セミナー経費

上記業務のうち、5.(6)におけるモンゴル政府向けセミナーに関しては、これら実施に要する経費(会場借料、会場機材使用料、講師謝金等)について本見積りに含めること。なお、セミナー参加者に対しては、日当・宿泊費、交通費等の旅費支給は行わない予定であるため、見積計上は不要とする。

(4) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(5) 安全管理

現地調査期間中は安全管理に十分留意すること。当地の治安状況については、JICAモンゴル事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と

常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること。現地業務に先立ち「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

(6) 不正腐敗防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上